

○栗原市建設関連業務制限付一般競争入札実施要綱

平成31年3月29日

訓令第8号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事に係る測量、設計等に係る建設関連業務（以下「建設関連業務」という。）の委託に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による資格を定めて行う一般競争入札（以下「制限付一般競争入札」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象業務)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる業務は、設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）が500万円以上の建設関連業務とする。

(入札参加資格)

第3条 制限付一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 入札執行の日（以下「入札期日」という。）において、栗原市建設関連業務に係る競争入札の参加登録等に関する要綱（平成20年栗原市告示第8号）第6条第2項に規定する栗原市建設関連業務競争入札参加資格承認者名簿に登録されていること。
- (2) 入札期日において、政令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 入札期日において、栗原市有資格業者に対する指名停止要領（平成17年栗原市告示第135号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている期間中でないこと。
- (4) 入札期日において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 入札期日において、銀行取引停止となっていないこと。
- (6) 同一の入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、入札に付する業務の内容等により、次の事項について、資格及び条件を設けることができるものとする。

- (1) 入札参加者の事業所の所在地に関すること。
- (2) 入札参加者の保有する技術者の数及び当該技術者が取得している資格等に関すること。
- (3) 入札参加者の当該業務と同種の業務を実施した実績に関すること。
- (4) 配置技術者の資格に関すること。
- (5) 配置技術者の当該業務と同種の業務を実施した実績に関すること。
- (6) その他必要な事項に関すること。

(競争入札参加資格条件の決定)

- 第4条 市長は、前条第2項に規定する資格及び条件を設けようとするときは、入札に付す業務を発注する課長等の内申に基づき、栗原市工事請負業者選定委員会規程(平成17年栗原市訓令第66号の1)第2条の規定により設置される特別業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において審議し、決定するものとする。
- 2 前項の規定による内申は、入札参加資格設定調書(様式第1号)によるものとする。

(制限付一般競争入札の公告)

- 第5条 市長は、制限付一般競争入札により契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。
- (1) 入札に付する事項
 - (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (3) 入札に参加する者に必要な資格のない者がした入札及び入札に関する条項に違反した入札は無効とする旨
 - (4) 契約条項を示す場所及び日時
 - (5) 現場説明又は仕様書、図面等(以下「設計図書等」という。)の閲覧場所及び日時
 - (6) 入札執行の場所及び日時
 - (7) 入札保証金に関する事項
 - (8) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするところのある旨
 - (9) 前各号のほか必要な事項
- 2 前項の規定による公告(以下「入札公告」という。)は、所定の掲示板等への掲示その他の方法により行う。

(入札参加資格確認申請書)

- 第6条 制限付一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加申請者」という。)は、入札参加資格確認申請書(様式第2号。以下「申請書」という。)に必要事項を記入し、入札公告に定めるところにより当該申請書を提出しなければならない。
- 2 市長は、入札参加申請者の入札参加資格の確認のため必要と認めるときは、前項の申請書に必要書類を添付させることができる。
- 3 市長は、入札公告の日から申請書の提出期限の前日までに、次に掲げる書類一式を当該入札公告で指定する場所において当該入札公告で指定する方法により希望者に配布しなければならない。
- (1) 入札公告の写し
 - (2) 申請書(入札参加資格確認調書を含む。)の用紙
 - (3) 契約保証に関する説明書類
 - (4) その他入札に参加するに当たり必要な書類
- 4 申請書の提出は1部とし、提出方法は配達証明付き郵便に限るものとする。ただ

し、市長が特に認めるときは、この限りでない。

- 5 申請書の提出期限は、入札公告の日の翌日から起算して7日目以降の日であつて、当該入札公告で指定した日とする。
- 6 申請書は、前項に規定する期限までに当該入札公告で指定した場所に到達したものに限り受理するものとし、当該期限を過ぎて到達した申請書は受理することなく速やかに当該申請者に返却するものとする。

(競争入札参加資格の確認)

第7条 市長は、入札参加申請者から申請書の提出があつたときは、必要に応じて工事担当課長等と協議の上、第3条に規定する入札参加資格を確認するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による入札参加資格の確認をしたとき、又は入札参加申請者の入札参加資格に疑義が生じたときは、選定委員会の会議に諮り、当該委員会の審議により入札参加資格の有無を決定するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札参加資格の有無を決定したときは、入札参加資格確認結果通知書(様式第3号)により、入札参加申請者に通知するものとする。
- 4 前項の場合において、入札参加資格を有しないと認められた入札参加申請者に通知するときは、当該通知書に入札参加資格を有しないと認めた理由を付さなければならない。

(設計図書等の閲覧)

第8条 市長は、入札参加申請者に対し、入札公告の日から入札期日の前日までの間(以下「見積期間」という。)、設計図書等を入札公告で指定した場所において閲覧に供するとともに、貸出しをするものとする。

- 2 市長は、前項の規定による閲覧及び貸出しのほか、入札参加申請者が見積期間中、市が指定する場所において設計図書等の複写をすることができるようにするものとする。
- 3 市長は、入札公告で指定した期間において、設計図書等に関する質問・回答書(様式第4号)により、入札参加申請者からの質問を受け付けるものとする。ただし、軽微なものについては、用紙の記載を省略することができるものとする。
- 4 市長は、前項の規定による質問があつたときは、設計図書等に関する質問・回答書により回答を作成し、入札公告で指定した設計図書等の閲覧場所において、入札期日の前日までの間、当該回答を閲覧に供さなければならない。

(入札の執行等)

第9条 入札を執行する者(以下「入札執行者」という。)は、代理人をもって入札する者については、入札の前に委任状を提出させるものとする。

- 2 入札執行者は、入札の各回とも最低入札金額を読み上げるものとする。
- 3 入札者及び代理人(以下「入札者等」という。)は、入札書を提出する前に限り、入札を辞退することができる。
- 4 入札後において、入札者等から、設計図書等について不明、錯誤等を理由に異議の申立てがあつたときは、これを受け付けないものとする。

(入札の延期等)

第10条 入札執行者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すことができる。

- (1) 天災、地変等により入札の執行が困難なとき。
- (2) 入札が適正に行われぬおそれ又は行われなかつたおそれがあると認めるとき。
- (3) その他やむを得ない事情が生じたとき。

(入札者等の失格等)

第11条 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札者等を失格とし、入札又は再度入札に参加させてはならない。

- (1) 入札期日において、政令第167条の4の規定に該当するとき。
- (2) 入札期日において、第3条に規定する入札参加資格を有しなくなったとき。
- (3) 入札期日において、指名競争入札の指名を取り消されたとき。
- (4) 入札期日において、市から指名停止を受けている期間中であるとき。
- (5) 入札期日において、会社更生法の規定による更生手続開始の申立てをしているとき、又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てをしているとき。
- (6) 入札期日において、銀行取引停止になったとき。
- (7) 代理人が入札者の委任状を提出しないとき。
- (8) 入札保証金又は入札保証金に代わる担保を提供しないとき。ただし、入札保証金の納付を免除されたときは、この限りでない。
- (9) 正当な理由なく、指定された日時及び場所に入札書を提出しないとき。
- (10) 入札公告又は指名通知に示した入札参加条件に違反したとき。
- (11) 最低制限価格を設けた場合において、当該最低制限価格を下回る入札を行ったとき。
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独禁法」という。）に抵触する行為その他不正の行為を行ったとき。
- (13) 正常な入札の執行を妨げる行為をしたとき。

2 入札執行者は、入札者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札者等を失格とし、入札又は再度入札に参加させないことができる。

- (1) 独禁法に抵触する行為その他不正の行為を行ったおそれがあるとき。
- (2) 正常な入札の執行を妨げる行為をするおそれがあるとき。

(入札の無効)

第12条 入札執行者は、当該入札が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札の全部又は一部を無効としなければならない。

- (1) 前条の規定により失格となった者が入札を行ったとき。
- (2) 入札者等が同一の入札において2以上の入札を行ったとき。
- (3) 入札書の記載内容に重大な不備があり、入札者等の意思が明らかでないことと認めるとき。

められるとき。

(落札者の決定)

第13条 入札執行者は、有効な入札を行った入札者等のうち、予定価格の範囲内の価格であって最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

2 入札執行者は、最低制限価格を設けたときは、前項の規定にかかわらず、予定価格の範囲内の価格であって最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、制限付一般競争入札の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

入札参加資格設定調書

年 月 日

業 務 番 号	
業 務 名	
業 務 場 所	
業 種	
履 行 期 間	
設 計 金 額	
業 務 概 要	
公 告 日	
申 請 期 限	
資 格 承 認 日	
入 札 日	
資 格 要 件	
資格要件の設定理由	
見 込 対 象 者 数	
現 場 説 明 会 の 有 無 及 び 日 程	
添 付 資 料	

様式第2号（第6条関係）

入札参加資格確認申請書

年 月 日

栗原市長 殿

入札参加承認番号

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職氏名

⑩

連絡先

年 月 日付けで入札公告のありました下記業務に係る入札に参加する資格について、確認されたく申請します。

なお、この申請書及びその添付書類については、事実と相違なく落札し、契約締結した場合は、入札公告の条件に従い適正に技術者を配置することを誓約します。

記

- 1 業務番号
- 2 業務名
- 3 業務場所
- 4 添付書類

様式第3号（第7条関係）

入札参加資格確認結果通知書

第 年 月 日 号

入札参加承認番号
住所又は所在地
商号又は名称
代表者職氏名

栗原市長

先に申請のあった入札参加資格について、下記のとおり確認したので通知します。

記

入札公告日			
業務番号			
業務名			
受付番号			
入札参加資格の有無	有・無	入札参加資格が無と認めた理由	
入札保証金		契約保証金	

備考 入札参加資格が無の場合で、無と認めた理由について説明を求める者は、
年 月 日までに総務部管財課へその旨を記載した書面を提出してください。

様式第4号 (第8条関係)

設計図書等に対する質問・回答書

年 月 日

栗原市長

商号又は名称
代表者職氏名
質問者氏名
連絡先

印

業務の名称		回答者	
番号	質問事項	番号	回答事項